## 3 学習・社会参加

「学習・社会参加」については、大綱において、次の方針を示している。

高齢社会においては、価値観が多様化する中で、学習活動や社会参加活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、就業を継続したり日常生活を送ったりする上でも社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要とされる。また、一人暮らし高齢者の増加も背景に、地域社会において多世代が交流することの意義が再認識されている。

このため、高齢者が就業の場や地域社会において活躍できるよう高齢期の学びを支援する。さらに、高齢者を含めた全ての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図る。

また、高齢化する我が国社会の持続可能性を高めるには全ての世代による支え合いが必要であることから、義務教育を含め、 生涯を通じて社会保障に関する教育等を進め、若い世代を含む全世代が高齢社会を理解する力を養う。

さらに、ボランティア活動やNPO活動等を通じた社会参加の機会は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、福祉に厚みを加えるなど地域社会に貢献し、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものであることから、こうした活動の推進や参画支援を図る。

## (1) 学習活動の促進

#### ア 学校における多様な学習機会の提供

# (ア)初等中等教育機関における多様な学習 機会の確保

児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する 理解を深めるため、学習指導要領に基づき、 小・中・高等学校において、ボランティア等社 会奉仕に関わる活動や高齢者との交流等を含む 体験活動の充実を図った。

# (イ) 高等教育機関における社会人の学習機 会の提供

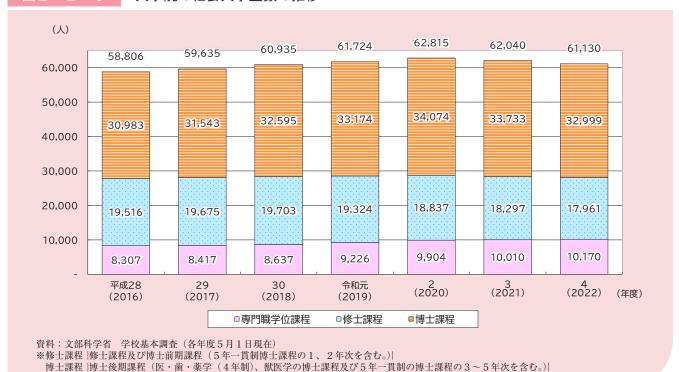
生涯学習のニーズの高まりに対応するため、 大学においては、社会人選抜の実施、夜間大学 院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制 度の実施、長期履修学生制度の実施等を引き続 き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人 の受入れを一層促進した(図2-2-3)。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果 を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公 開講座を実施する等高度な学習機会を提供する ことを促進した。

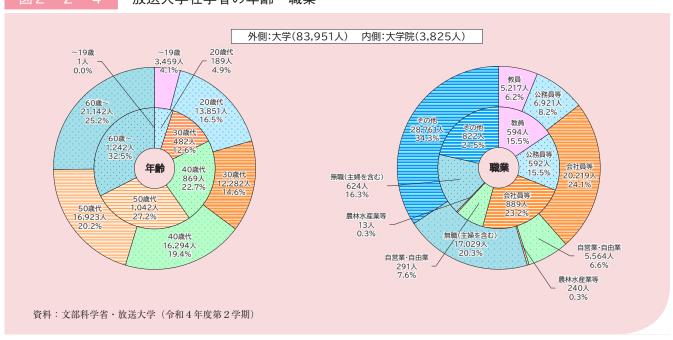
さらに、高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与するため、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校等修了者で、大学における科目等履修生制度等を利用し一定の学習を修めた者については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構において審査の上、「学士」の学位授与を行っている。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送や インターネット等の身近なメディアを効果的に 活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供 した(図2-2-4)。

## 図2-2-3 大学院の社会人学生数の推移



## 図2-2-4 放送大学在学者の年齢・職業



#### (ウ) 学校機能・施設の地域への開放

令和4年3月に取りまとめた「新しい時代の 学びを実現する学校施設の在り方について(最 終報告)」を通じて、学校は地域コミュニティ の核となることから、ともに創造的な活動を企画・立案したり交流したりするための「共創空間」を生み出す必要があることや、他の公共施設との複合化等を推進する必要があることを周

知した。

また、地域コミュニティの核となる公立学校施設の整備に対して国庫補助を行うとともに、令和4年度から、学校以外の公共施設との複合化・集約化を伴う改築及び長寿命化改修について、一定の条件の下、補助率を引き上げる(1/3から1/2)制度改正を実施した。

## イ 社会における多様な学習機会の提供

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)が制定され、推進体制の整備が図られた。その後、平成18年は律第120号)で生涯学習の理念(第3条)が、さらにこの理念の実現のために、平成20年に改正された「社会教育法」(昭和24年法律第207号)でも「生涯学習の振興への寄与」が明示された(第3条第2項)。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組み作り等、「生涯学習社会」の実現のための取組を進めた。

#### (ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進した。

また、高齢者等の社会的に孤立しがちな住民の社会参画促進を図るため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

### (イ) 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による幅広い年齢層を対象とした文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図った。

## (ウ)スポーツ活動の振興

いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「スポーツによる地域活性化推進事業」を活用し、スポーツを通じた地域の活性化を推進するとともに、スポーツ行事の実施等の各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

#### (エ) 自然とのふれあい

国立公園等の利用者を始め、国民の誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や自然体験活動等の情報をインターネット等を通じて提供した。

#### ウ 社会保障等の理解促進

平成29年3月に改訂した中学校学習指導要領の社会科や技術・家庭科、平成30年3月に改訂した高等学校学習指導要領の公民科や家庭科において、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化や介護に関する内容等が明記されたことを踏まえ、その趣旨の徹底を図るとともに、厚生労働省が作成・提供している各種教材に対する教職員等の意見を踏まえ、新たな教材等を開発し、学校現場へ提供した。

また、教職員向けの研修会の実施等を通じて、教育現場における社会保障に関する教育の普及促進を図った。

より公平・公正な社会保障制度の基盤となるマイナンバー制度については、平成29年11月